

八街市告示第 3 2 1 号

令和 7 年度決算に係る資金不足比率について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、
令和 7 年度決算に係る資金不足比率を下記のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

八街市長 北 村 新 司

記

特別会計名	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—

(注)資金不足比率は、資金不足額がないため「—」で表示する。